

KASAMATSU

広報

かさまつ



とんぼ池と制水工法の「聖牛」
せいぎゅう

	ページ
第2回笠松町議会定例会開会……………	2～3
町内会単位による資源ごみ分別回収……………	4
かさまつまちづくりガイド……………	6～7
情報BOX……………	10～16

2006
NO.950

7

第二回

笠松町議会定例会開会

平成十八年第二回笠松町議会定例会が六月五日から十六日まで開かれ、次の案件が原案のとおり可決されました。

専決処分の承認について

・笠松町税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部改正に伴う所要の規定整備で非課税所得限度額の引下げ、住宅借入金等特別税額控除の創設などに伴う住民税の見直しのほか、固定資産税では住宅耐震改修に係る固定資産税の減額制度の創設に伴う固定資産税減額のための所要の規定整備をはじめ負担調整の見直し、町たばこ税では税率の引き上げなどを実施するもの。

・笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部改正に伴う所要の規定整備で、介護納付金課税限度額の引き上げ（八万円 九万円）ほか、国民年金等の控除の見直しに伴う保険料負担が増加する被保険者に激変緩和措置を講ずるもの。

・笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、当町消防団

員等に係る公務災害補償に関して同様の措置を講ずるもの。

・人権擁護委員候補者の推せんについて

九月三十日に任期満了となる後藤 稔氏（北及一八三番地）および杉原貴子氏（中野二五六番地）を引き続き、齋藤好子氏の後任として、則竹 緑氏（東陽町三六番地の三）を委員候補者として推せんすることに同意されました。笠松町美しいまちづくり条例について

清潔で美しいまちづくりを目指すため、空き缶等の散乱、喫煙及び飼犬等のふん害ならびに雑草の繁茂の防止について実務指導、罰金等を規定するもの。
笠松町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

国家公務員において、休憩時間を廃止し、休憩時間を一本化する改正がされたことに伴い、町においても同様の規定整備を行うもの。
職員の勤務時間

八時三十分～十七時三十分

休憩時間
十二時～十三時

笠松町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

労働者災害補償保険制度との均衡を図るため、通勤の改定等のための国家公務員災害補償法および地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、所要の規定整備を行うもの。

笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

地方公務員災害補償法および労働者災害補償保険法において通勤災害の対象が拡大されたことに伴い、所要の規定整備を行うもの。

笠松町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県福祉医療費制度の見直しに伴い、新たに父子家庭および精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級

または2級の者）を助成対象とする規定整備を行うもの。
笠松町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、一般廃棄物をあわせて処理できる産業廃棄物（あわせ産廃）と処理費用について所要の規定整備を行うもの。

笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
国民健康保険税の応能応益割合の平準化を図るため税率の見直しおよび介護納付金の引上げなど所要の規定整備を行うもの。

笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」が成立、施行されたことに伴い、所要の規定整備を行うもの。

笠松町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、当町非常勤消防団員の退職報償金を引き上げすべく、所要の規定整備を行うもの。
障害者自立支援認定審査会の

共同設置規約に関する協議について

・障害者自立支援法に基づく市町村審査会の設置に伴い、当町が羽島市、岐南町との審査会を共同設置することにより、所要の規定整備を行うもの。

・審査会の名称

羽島市・羽島郡2町障害者自立支援認定審査会

・審査会の執務場所

羽島市役所内

・審査会委員の構成、定員

障害者の実情に通じたものの中から障害保健福祉の学識経験を有するものであつて、中立かつ公正な立場で審査が行えるもので二十人以上

・審査会設置の時期

平成十八年七月一日

補正予算

平成十八年度一般会計

平成十八年度老人保健特別会計

平成十八年度国民健康保険特別会計

平成十八年度介護保険特別会計

平成十八年度下水道事業特別会計

各会計補正予算は、四月の人事異動に伴う人件費の補正が主な内容で、一般会計については、職員異動に伴う人件費三八、四三七千円の減額に

小中学校に「光文庫」創設

五月三十日、(株)光製作所様(中野)から地域の未来ある青少年育成のため、小中学校の図書室整備として「光文庫」創設を目的に現金一億円の寄附がありました。

町では、六月議会に補正予算を計上し、すべての小中学校の図書室の改修工事の実施と図書室備品の充実を図ります。

図書室における本をバーコード化し、管理する図書システムや図書、閲覧机や椅子などの備品を購入します。この図書システムにより、読みたい本の検索や本の貸し出し状況をパソコンで把握することが可能となるなど、児童生徒がより利用しやすい図書室づくりをめざします。

障害福祉計画の策定に係る負担金、岐阜羽島衛生施設組合の次期ごみ処理施設計画の策定に際し必要な一般廃棄物処理基本計画の策定に伴う委託料などの増額を加え、総額二六、一六四千円を減額、老人保健特別会計は、二四、九七九千円の増額、国民健康保険特別会計は、四四、一八一千円の増額、介護保険特別会計は、九、二五二千円の減額、下水道事業特別会計は、一〇、一〇二千円の減額で各会計合計で二三、六四二千円の増額補正するもの。

このほか、平成十七年度の笠松町土地開発公社および財団法人笠松町地域振興公社決算に関する書類が提出されました。

平成十八年度一般会計補正予算について

各小中学校図書室整備などへの指定寄附に伴う所要の補正、ならびに道徳教育徹底指導事業を推進するための所要の補正および下羽栗小学校の漏水工事に伴う所要の補正など総額一〇九、四七五千円の増額補正をするもの。

【意見書】

出資法の上限金利の引き下げ等を求める意見書について道路特定財源制度の堅持に関する意見書について

なお、「学童保育充実に関する請願書」は、民生建設常任委員会に付託されて継続審査となりました。

火点は前方の標的 放水始め!

第一回羽島郡消防協会消防操法大会

第一回羽島郡消防協会消防操法大会が六月十一日(日)に岐南町立北小学校屋外運動場で開催されました。

この大会は、平成十八年一月、羽島郡が笠松町と岐南町の二町となった折に、今まで二町がそれぞれ行っていた操法大会を合同で開催し、お互いに切磋琢磨しながら、消防団員の技術、資質の向上と士気の高揚を図ろうという気運が、両町の消防団員の中で高まり、今年度より羽島

郡消防協会が主催となって開催されることになったものです。

大会には、二種目に十四の隊が出場し、標的を倒すまでのタイムや操作の正確さを競いました。出場した団員は、仕事を終えた後の夜間や休日に積んだ訓練の成果をいかんなく発揮し、そのきびきびとした動作と連携プレイに、来賓のかたがたなどから盛んな拍手が送られました。

笠松町消防団の成績は次のとおりです。

【敬称略】

- 【小型ポンプの部】
- 第三位 第二分団第一班
- 【自動車ポンプの部】
- 準優勝 第二分団第二班
- 第三位 第三分団第二班
- 【優秀賞】
- (自動車ポンプの部)
- 指揮者 中子浩二(第三分団)
- 二番員 田島一樹(第三分団)
- 三番員 今尾公則(第三分団)
- 四番員 高橋健司(第一分団)

交通事故防止の宣言採択

交通安全全婦人連絡協議会総会

町交通安全全婦人連絡協議会の総会が六月二十日、役場で開催され、町婦人会、小・中学校PTAのかたがた約五十人が出席し、事業報告と事業計画が承認された後、「交通事故に対する自覚と認識を深め、明るく家庭、住みよい町づくり」を目指す宣言が採択されました。

その後、羽島警察署より交通事故情勢の説明を通して、交通事故防止の協力の呼びかけがありました。



寄附

【墓地備品整備】
山田忠彦さん(松栄町)
五、〇〇〇円

町では、ご趣旨に沿った活用させていただきます。

町内会単位による資源ごみ分別回収 6月現在で『22町内会が実施』

各町内会主催による説明会や学習会などが重ねられ、5月・6月には合わせて9町内会による、資源ごみ分別回収が新たにスタートしました。これで全町内会（56町内）のうち、22町内会（約2,470世帯 32%）が実施されていることになります。また、現在も、約20町内で7、8月からの開始に向けて準備が進められています。

なお、資源ごみ分別回収ステーションについては、各町内会で個々にお知らせされていますが、ご不明な点につきましては、環境経済課までご連絡ください。



美笠通3丁目町内会 5月12日スタート



清住町町内会 5月26日スタート



松栄町2丁目町内会 6月2日スタート



円城寺町内会 6月5日スタート



中新町町内会 6月6日スタート



上柳川町町内会 6月13日スタート



天王町町内会 6月13日スタート



下新町町内会 6月20日スタート



上新町町内会 6月20日スタート

事業開始月	町内会名	実施町内会数
平成17年度 (モデル事業)	新町、西宮町、友楽町、緑町、下門間、中野	6町内会
平成18年4月	宮川町、二見町、美笠通1丁目、春日東陽常盤町、松栄町1丁目、松栄町3丁目、長池北	7町内会
平成18年5月	清住町、美笠通3丁目	2町内会
平成18年6月	上新町、中新町、下新町、天王町、上柳川町、松栄町2丁目、円城寺	7町内会

注意!

間違いが多い**資源ごみ**

☆古着とは…『**着れる物**』が対象です。

※破れた衣類、布、タオル、靴下、下着などは、30センチ以下に切って「家庭系燃えるごみ」またはそのまま「燃える大型ごみ」の収集日に!

『混ぜればごみ 分ければ資源』
1人一日100グラムごみ減量運動実施中

住宅の耐震改修に係る固定資産税の軽減

住宅の耐震改修工事を行った場合に、その住宅の固定資産税が減額される制度が平成18年4月1日からできました。減額を受けようとする住宅をお持ちのかたは、改修工事完了後、3か月以内に「住宅の耐震改修に係る固定資産税の減額申告書」を税務課に提出してください。

対象となる家屋 (のいずれにもあてはまるもの)	昭和57年1月1日以前から所在する住宅 建築基準法に基づく現行の耐震基準(昭和56年6月1日施行)に適合する住宅 1戸当たりの耐震改修に要した費用が30万円以上
減額される額	改修家屋に係る固定資産税額の2分の1
減額期間	改修工事が完了した年に応じ、翌年度分の固定資産税から減額 平成18年1月1日～平成21年12月31日までの改修 3年度分 平成22年1月1日～平成24年12月31日までの改修 2年度分 平成25年1月1日～平成27年12月31日までの改修 1年度分
減額対象床面積	120平方メートル相当分まで
申請方法	「住宅の耐震改修に係る固定資産税の減額申告書」に次の書類を添付してください。 耐震改修が行われたことを証する書類 建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関が発行する「固定資産税減額証明書」または、登録住宅性能評価機関が発行する「住宅性能評価書の写し」(耐震等級に係る評価が等級1、等級2、等級3であるものに限る。) 対震改修に要した費用を証する書類

〔問合先〕税務課

ふれあい 歯の健康フェスティバル開催

羽島口腔保健協議会主催の「ふれあい歯の健康フェスティバル」が六月四日、羽島市民会館で行われました。

当日は、フッ素塗布、歯の健康相談、紙しばいなどが行われ、親子連れなど約千百人が訪れ賑わいました。

また、会場では、「歯の健康優良児」などの表彰も行われ、次の皆さんが受賞されました。
当町関係分

【最優秀賞】

(敬称略)

- ・笠松小学校
渡辺大揮(東陽町) 間宮宏樹(宮川町) 杉山裕子(二見町)
- ・佐藤倫(下新町)
- ・松枝小学校

- 尾藤紘暢(門間) 馬場勇志(長池) 黒田真依子(北及) 葛谷華奈子(長池)
- ・下羽栗小学校

- 野口祥平(円城寺) 森光史(米野) 田島千晶(無動寺) 堀由佳(円城寺)

【優秀賞】

- ・笠松小学校

歯の図画・ポスター部門

愛の血液 助け合い運動

7月1日～31日

助かる命を助けるために、
一番身近な人助け

- 大里柚(西宮町) 丹下東威(西町) 効谷真歩(西金池町)
- ・松枝小学校
- 田中友教(門間) 大坪史明(北及) 金指準哉(門間)
- ・下羽栗小学校
- 仙石朋香(円城寺) 田島誉士幸(無動寺) 森井菜々(円城寺)

【優秀賞】

- 高齡者よい歯のコンクール部門
- 大神静子(円城寺) 田島この(無動寺) 塩原むつき(無動寺) 仁田原さつき(円城寺)

【奨励賞】

- 柿崎幸恵(無動寺) 間宮綾子(宮川町) 荒尾吉徳(田代) 田中悦治(江川) 関谷寛治(西宮町)

次のような行為は禁止となり、処分を受けることがあります

ポイ捨ての禁止等…道路等に空き缶等をみだりに捨ててはいけません。

空き缶等のポイ捨て



持ち帰ったり、回収容器へ収納しましょう

容器等の散乱放置



事業者は回収容器の設置・適正管理をしましょう
ごみステーションを清潔に保持しましょう

飼い犬等のふんの放置



散歩時には回収容器を携帯しましょう

雑草の繁茂^{はんも}の放置



雑草が生い茂らないようにしましょう

指導・勧告

措置命令

氏名等の公表

5万円以下の
罰金・過料

この条例は毎日の暮らしの中で適用されます。罰金・過料も盛り込まれていますが、違反者を取り締まるためのものではなく、清潔で美しいまちづくりを目指すためのものです。

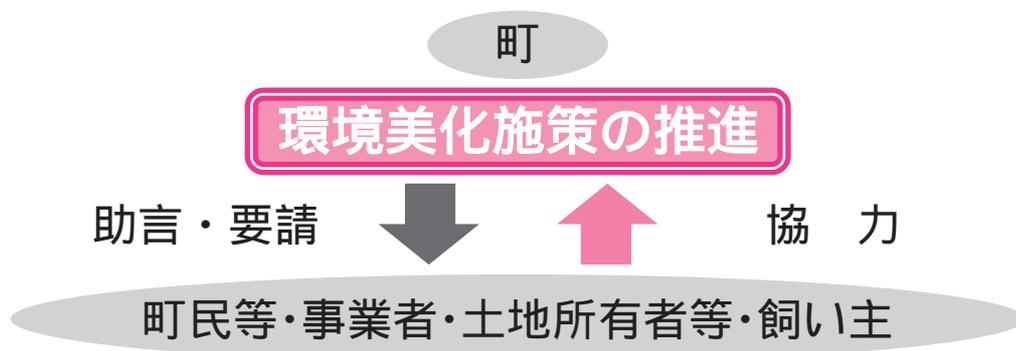
かさまつまちづくりガイド

－町が取り組む施策や事業について
わかりやすくご紹介します－

④ 笠松町美しいまちづくり条例ができました

平成18年10月1日施行

この条例は、空き缶などの散乱、喫煙および飼い犬などのふん害並びに雑草の繁茂^{はんも}の防止について必要な事項を定め、町民等、事業者、土地の所有者等と町が協働して、将来にわたり安全で快適な環境を保ち、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とします。



*次のように責務を明確にし、それぞれが協働して環境美化に取り組みます。

町民等

- 空き缶等の持ち帰り・回収容器への収納・散乱防止
- 喫煙マナーの徹底（歩行中の喫煙の自粛、吸殻を持ち帰り適切に処理）
- 清掃活動等への自主的な参加
- ごみステーションとその周辺の衛生管理

事業者

- 事業活動に伴って生じる空き缶等の散乱防止、消費者への啓発等
- 事業所周辺の清掃
- 町が実施する施策への協力
- 自動販売機設置業者 回収容器の設置・適正管理
- たばこ販売業者 喫煙マナーの啓発（歩行中の喫煙の自粛、吸殻を持ち帰り適切な処理）

土地の所有者等

- 所有地の清掃、良好な環境の保全（雑草の繁茂^{はんも}防止等）
- 町が実施する施策への協力

飼い主の責務

- 飼い犬等のふん害の防止（飼い犬等のふんの回収）

町

- 環境美化意識の啓発等の施策の実施
- 関係者に対する助言・協力等の要請

その他

- 『環境美化の日』の制定（空き缶等散乱防止と町民の関心と理解を深めるため）



児童手当制度改正のお知らせ



児童手当が小学校6年生まで拡大され、併せて、所得制限が引き上げられました。
 小学校第3学年修了前のお子さんを養育されているかたに支給されていた児童手当は、制度が改正され、4月1日から下記のようにになりました。

	改正前	改正後(4/1から)
対象年齢	小学校第3学年修了前 (9歳到達の最初の年度末) 平成8年4月2日以後に生まれた児童	小学校修了前 (12歳到達の最初の年度末) 平成6年4月2日以後に生まれた児童
手当月額	第1子、2子 5,000円 第3子以降 10,000円	
支払時期	2月・6月・10月(定時払い) <u>なお、制度改正による手当(4~9月分)は、10月以降の支払いとなります。</u>	

小学校4年生の児童の保護者

- * 本年3月分まで児童手当を笠松町で受給していた保護者のかたは、4月以降も引き続き支給されます。(申請の必要はありません)
- * 本年3月分まで児童手当を笠松町で受給していなかった保護者のかたは、申請(認定請求書)が必要です。

小学校5・6年生の児童の保護者

- * 現在、小学校3年生以下の児童について児童手当を受給されている保護者のかたは、申請(額改定認定請求書)が必要です。
- * 現在、児童手当を受給されていない保護者のかたは、申請(認定請求書)が必要です。

これまで、所得制限により児童手当を受給していない保護者

- * 所得制限の引き上げにより、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者のかたは、申請(認定請求書)が必要です。

扶養親族などの数	国民年金加入者	厚生年金など加入者
0人	4,600,000円	5,320,000円
1人	4,980,000円	5,700,000円
2人	5,360,000円	6,080,000円
3人	5,740,000円	6,460,000円
4人	6,120,000円	6,840,000円
5人	6,500,000円	7,220,000円

申請期限は9月30日ですが、早めに手続きをしてください。
本年10月1日以降に申請された場合、申請月の翌月分からの支給となります。
 所得が一定額以上の場合、児童手当が支給されない場合があります。
 公務員のかたは、勤務先での手続きとなります。

生き物を育てることは

荒れを防ぐ唯一の方法

笠松小学校の子どもたちの中には、雨が降っている日に登校しても、自分で育てている花のところへ駆け寄っていき子がいます。近づいて「何をしていますの?」と尋ねると、「お花に声掛けをしているの」と答えてくれました。

「どんな声掛けをしたの?」とさらに聞いてみると、「早く大きくなって、きれいな花になってね」と言っていたよ。」と、笑顔で話してくれました。受け持ちの先生にこのことを話したところ、「子どもたちは帰りに、『花さんさよなら、またあしたね、バイバイ』と言って帰って行くんですよ。」と教えてくれました。

ういえば、二十年近くも笠松小で菊作りを指導して下さっている伏屋さんも「菊は足音で育つ。」と六年生に常々話してくださっています。



全校一人一鉢活動の花



笠松町道徳教育連絡会議

一年生から六年生まで、毎年一人一鉢の花を育てることで、子どもたちは生き物の世話がどんなに手間の掛かることかということや、手間を掛ければ掛けただけ生き物は応えてくれることなどを学んでいます。荒れた学校を見事に立て直した先生に秘訣を聞いたところ、「生き物を育てることがすさんだ心をやさしい心に変える唯一の方法ですよ。」と言われました。

笠松小学校では全学年で植物

を育てていますが、その他に、

三年生では「昆虫の館」を利用してチョウチョやカブトムシなどの飼育に挑戦しています。四年生では、中庭を利用してウサギやアイガモ、カメを飼育しています。

ウサギを育てていると、常識が覆されます。例えば、ウサギは水がかかると死んでしまうと知られていますが、雨に降られても大丈夫なのです。そればかりか、ウサギは頻繁に水を飲むのです。こういった事実も生き物を長く飼育することによって初めて発見することができます。



4年生のうさぎの飼育

子どもにも思いやりの心を育てるために、ご家庭でも動物を飼ったり、植物を育てたりされてはどうでしょうか。

笠松小学校

校長 加藤 卓

スポーツ レクリエーション

SPORTS&RECREATION

町民テニス大会

5月14日(日)

緑地公園内テニスコート(敬称略)

▶一般男子の部

優勝 杉山陽介・稗田 誠組

準優勝 尾関正臣・梶木誠一組

3位 松枝つとむ・山田和人組

平松 篤・松久僚介組

▶一般女子の部

優勝 池場久佐子・大野由香里組

準優勝 鮎田淳子・間宮啓子組

3位 岩田知春・鈴木恵子組

木部 菜・園部紘子組

▶初級男子の部

優勝 森 大樹・吉田博基組

準優勝 高松良輔・松原康洋組

3位 辻 憲一・日比野将人組

▶初級女子の部

優勝 堀江真美・堀江美南組

準優勝 木部 静・水野真衣組

3位 佐藤歌織・堀江智恵組

伊藤夕美加・松橋雫子組

▶45歳以上男子の部

優勝 岩田弘毅・後藤英健組

準優勝 近藤正典・山田章裕組

3位 辻 英治・中村時雄組

高橋邦彦・平松隆一組

▶混合ダブルスの部

優勝 清水久嗣・伊藤文恵組

準優勝 中島勝己・中島英子組

3位 榊林昭彦・榊林 緑組

町老連

余技作品展開催

笠松町老人クラブ連合会主催の、「老人余技作品展」が5月30日から6月1日の3日間にわたり、福祉会館で開催されました。

会場には、約220点余りの日本画・水彩画・油絵・写真・盆栽・ちぎり絵・手芸などが展示され、訪れたかたの目を楽しませました。

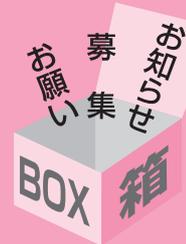


お問い合わせは

役 場 ☎388-1111
☎387-5816
北 事 務 所 ☎387-6266
福 祉 健 康 セ ン タ ー ☎388-7171
中 央 公 民 館 ☎388-3231
(町体育協会事務局)
歴 史 民 俗 資 料 館 ☎388-0161

松 枝 公 民 館 ☎387-0156
総 合 会 館 ☎387-8432
福 祉 会 館 ☎387-1121
町 社 会 福 祉 協 議 会 ☎387-5332

情報



各種健(検)診について

福祉健康課

7月または8月から始まる各種健(検)診は次のとおりです。

	健(検)診名	対象者	実施月日	一部負担金		支払方法	案内・受診方法
集団健診	フレッシュ健診	19~39歳まで	7月18日・19日・21日 28日	500円		受診当日健診会場 で支払ってください。	7月上旬に健診 のご案内を郵送 します。
病院健(検)診	基本健康診査 (40歳以上健康診査)	40歳以上	8月1日~10月31日	40~69歳	1,500円	受診当日医療 機関窓口で支 払ってください。	8月1日号の広報 と一緒に健診票 を配布します。健 診票をお持ちに なり受診してくだ さい。
				70歳以上	500円		
	乳がん検診	40歳以上 (2年毎)		40~49歳	1,000円		8月1日号の広報 と一緒に案内を 配布します。健診 票は医療機関に ありますので、直 接受診してくださ い。
				50~69歳	700円		
				70歳以上	300円		
	子宮がん検診	20歳以上 (2年毎)		20~69歳	1,100円		
70歳以上			400円				

健(検)診の案内を配布するかたは、3月に実施した「健(検)康診査申込書」にて健(検)診を希望されたかたおよび前年度受診され、今年も継続し受診希望のあるかた(ただし乳がん・子宮がん検診は除く)です。

なお、「かさまつホームカレンダー」でお知らせしている健(検)診実施期間が変更になっていますので、ご注意ください。

スポーツ レクリエーション

SPORTS&RECREATION

町民ターゲット・ バードゴルフ大会

5月21日(日)
トンボ天国芝広場(敬称略)

▶一般男子の部
優 勝 堀省一郎
準優勝 杉山詞一
3 位 正木秀幸
▶一般女子の部
優 勝 高橋かず枝

準優勝 川島ひろえ
3 位 勅使川原久貴子
▶シニア男子の部
優 勝 高橋三千雄
準優勝 広江正純
3 位 田中悦治
▶シニア女子の部
優 勝 小川 幸
準優勝 古川栄子
3 位 長尾悦子

学校事務職員を募集 します

総務課

松枝小学校の事務職員を下記のとおり募集します。

【応募資格】パソコンができる35歳までのかた

【勤務時間】月曜日~金曜日
午前8時15分~午後4時30分

【申込期限】7月14日(金)

【問合先】総務課学校教育担当

全国ラージボール 卓球大会

6月9日~12日

岐阜メモリアルセンター(敬称略)

▶男子ダブルス 100-B

3 位 青山真治・伏屋健二組

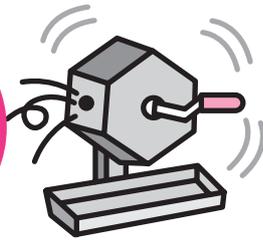
▶男子シングルス 60-B-イ

8位入賞 伏屋健二

羽島梱包株式会社

航空宇宙産業に貢献する
株式会社 光製作所
羽島郡笠松町中野 ☎ 387-4361

体育施設の
利用抽選会



町職員(第2種)を募集 総務課

【採用予定人員】事務職員 若干名
【受験資格】

区分	第2種(短大・高校卒業程度)
年齢要件	昭和59年4月2日から平成元年4月1日までに生まれたかた
その他	・日本国籍を有するかた ・成年被後見人、被保佐人(準禁治産者を含む。)でないことやその他公務員として法律的に欠格事項がないかた

【試験日時・場所・方法】

区分	第2種(短大・高校卒業程度)	
第1次試験	日時	9月17日(日)午前8時40分
	場所	県立加納高等学校
	試験方法	教養試験・事務適正検査
(第1次合格者のみ) 第2次試験	日時	10月下旬予定
	場所	役場
	試験方法	口述試験・作文試験・適正検査及び体力検査

【採用】平成19年4月1日
【申込期間】第2種(短大・高校卒業程度)
7月3日(月)~18日(火)
【申込方法】役場総務課に申込用紙がありますので、必要事項を記入のうえ提出してください。郵送による場合は、申込期間最終日の消印分まで有効です。
【申込・照会先】〒501-6181 笠松町司町1
笠松町役場総務課 ☎388-1111
第1種(大学卒業程度)町職員の募集の申込みは終了しました。

「三日里親」募集 子育て支援センター

県内の児童養護施設に生活している子どもたちの中で、夏季などの帰省時に帰る家庭のない子どもや家庭の事情で帰省できない子どもに、温かい家庭の雰囲気を経験させていただけるかたを募集します。
【里親をお願いする期間】8月5日(土)~7日(月)
【申込期限】7月7日(金)
【申込先】子育て支援センター、福祉健康センター 役場福祉健康課(窓口)

運動場・テニスコート(8月分)
【月 日】7月25日(火)
【時間】午後7時30分~
【場所】中央公民館

休日診療のお知らせ 福祉健康課

7月の休日当番医は次のとおりです。必ず保険証をご持参ください。
なお、当番医が急用などで変更する場合もありますので、前もって役場で確認してください。

【内科系】診療時間9時~16時
在宅当番医一覧表

日	医師名	所在	電話
2	吉田胃腸科 吉田 讓	笠松町門前町	387-2217
9	渡辺小児科 渡辺喜代子	岐南町八剣	246-8882
16	赤座医院 赤座 壽	岐南町上印食	247-2626
⑰	伊藤医院 伊藤 健	笠松町上本町	387-2257
23	岩村医院 岩村 信之	笠松町門間	387-0180
30	おおしろ内科 大城 憲和	岐南町野中	249-1366

二次的病院一覧表

日	病院名	所在	電話
2	松波総合病院	笠松町田代	388-0111
9			
16			
⑰			
23			
30			

入院を必要とされるかたは、二次的病院に入院できることになっています。
印は祝日

【歯科系】診療時間10時~16時
在宅当番医一覧表

日	医師名	所在	電話
2	みやかわ歯科医院 宮川 泰知	岐南町下印食	272-9988
9	立松歯科医院 立松 充	笠松町門間	388-2078
16	秋田歯科医院 秋田 有一	岐南町三宅	247-1196
⑰	いいだ歯科 飯田 敏博	笠松町東金池町	387-3646
23	うゑむら歯科 植村 俊昭	笠松町長池	388-4118
30	大塚歯科医院 大塚 敏樹	岐南町八剣	247-1182

上記以外については、羽島郡救急医療情報センター(羽島郡広域連合消防本部内)へ照会してください。☎388-3799
印は祝日

役場窓口の受付時間が午後5時30分までになりました

※児童館、歴史民俗資料館はいままでどおり午後5時に閉館します。

お問い合わせは

役 場 ☎388-1111
☎387-5816
北 事 務 所 ☎387-6266
福 祉 健 康 セ ン タ ー ☎388-7171
中 央 公 民 館 ☎388-3231
(町体育協会事務局)
歴 史 民 俗 資 料 館 ☎388-0161

松 枝 公 民 館 ☎387-0156
総 合 会 館 ☎387-8432
福 祉 会 館 ☎387-1121
町 社 会 福 祉 協 議 会 ☎387-5332

情報



家庭教育シリーズ講座 第2弾!!

中央公民館

町では、家庭の教育力をステップアップし、元気な家庭づくりを目的として家庭教育シリーズ講座を開催しています。

第2回目は、笠松小学校PTAの皆さんと共催して次のとおり行います。お父さん、お母さんぜひ、お出かけください。

なお、当日は託児室を設けていますのでご利用ください。

【日 時】7月16日(日)

午後2時～3時30分

【会 場】中央公民館

【テーマ】「今こそ親が子育てを考えてほしい時」

講師 臨床心理士 山口 英和 氏

第36回笠松町美術展ポスター募集

笠松町美術展実行委員会

美術展の充実とデザイン部門の育成のため、第36回美術展のポスターを募集します。

【作品規格】

語句を入れずに図柄のみ

色数制限なし

紙質自由、大きさA3(297mm×420mm)

ただし、ポスターはA2(420mm×594mm)で作成します。

ポスターとして使用するため、作品に次の語句を入れます。

・第36回笠松町美術展

・期日 11月3日(金)～11月5日(日)

・場所 中央公民館・町民体育館

・部門 日本画、水墨画、洋画、版画、彫塑・工芸書、写真、デザイン、

・主催 笠松町美術展実行委員会

・チャリティ小品展同時開催

【応募資格】町内在住者、在勤者、在学者(中学生以上)、出身者および町内での学習者

【応募点数】1人3点まで

【出品料】無料

【審査・賞】審査を行い最優秀賞1点、優秀賞2点を表彰(最優秀作品をポスターに使用)

【応募締切】7月31日(月)

【応募先】中央公民館

【問合せ先】笠松町美術展実行委員会(中央公民館内)

ファミリーコンサート2006

中央公民館

町民の皆さんに、生の音楽を家族で楽しんでいただくことにより、心豊かな生活を送っていただくために、ファミリーコンサートを開催します。

【日 時】7月15日(土)午後7時～

【場 所】中央公民館 3階 大ホール

【出演者】プランキッシュ(マジックショー)

サムエ ブラザーズ

津軽三味線奏者 牛丸 哲朗 氏

箏奏者 杉浦 充 氏

読書活動推進講演会のお知らせ

町読書サークル協議会

町読書サークル協議会では、読書の大切さを伝える講演会を開催します。ぜひ、ご参加ください。

【月 日】7月8日(土)

【時 間】午後1時30分～3時

【場 所】中央公民館 1階集会室

【テーマ】「本、人、出会い」

【講 師】岐阜県図書館

企画情報課長 岡崎 信美 氏

夏休み企画

昔の電波

～ラジオとデンワたち～

【期 間】7月11日(火)～8月20日(日)

【開館時間】午前9時～午後5時

【休館日】月曜日(祝日の場合はその翌日)

【入館料】無料



笠松町歴史民俗資料館 TEL 058-388-0161 FAX 058-388-0185
☎388-0161 / FAX388-0185

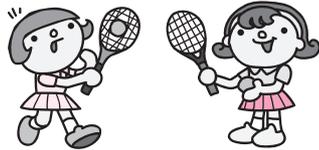


各課直通電話

総務課	☎388-1111	福祉健康センター	☎388-7171
税務課	☎388-1112	建設課	☎388-1117
企画課	☎388-1113	水道課	☎388-1118
環境経済課	☎388-1114	会計課	☎388-1119
住民課	☎388-1115	議会事務局	☎388-1110
福祉健康課 (窓口)	☎388-1116		

町民ソフトテニス大会 町体育協会

- 【月 日】8月20日(日)
 【時 間】午前9時～
 【場 所】緑地公園内テニスコート
 【参加資格】町内に在住、在勤、在クラブのかた
 【種 目】一般男子の部(高校生以上)
 一般女子の部(高校生以上)
 中学生以下男子の部(小学生以上)
 中学生以下女子の部(小学生以上)
 【参加料】1人100円(大会当日徴収)
 【申込期限】8月14日(月)
 【申込先】町体育協会事務局(中央公民館内)



町民ソフトボール大会 町体育協会

- 【月 日】8月20日・27日・9月3日(日)
 【時 間】午前8時30分～
 【場 所】米野運動場他
 【参加資格】町内単位で構成されたチーム(町内在住のかた20人以内)で1町内3チームまで
 【種 目】▶ファーストピッチの部
 ▶スローピッチの部
 【参加料】1チーム2,000円(抽選会当日徴収)
 【申込期限】7月18日(火)
 【申込先】町体育協会事務局(中央公民館内)
 組み合わせ抽選会
 【月 日】7月28日(金)
 【時 間】午後7時30分～
 【場 所】中央公民館集会室



笠松川まつり開催

8月15日(火)

今年も「笠松川まつり」を8月15日に笠松みなと公園で開催します。是非、ご来場ください。また、メモリアル花火の協賛などの募集を行っています、多数のご応募をお待ちしています。

●メモリアル花火協賛募集

- 笠松川まつり時に、花火に皆さんの記念や思い出のメッセージを添えたメモリアル花火(3号玉)を打ち上げますので、多くのお申込みをお待ちしています。
 【日 時】8月15日(火)午後7時45分頃
 【場 所】笠松港公園(川まつり会場)
 【コメント数】氏名、会社名を除いて15文字以内
 【協 賛 金】1発につき5,000円
 花火中止の場合はちらし掲載料等手数料(1,000円)を差し引いた額を返金いたします。
 【申込方法】役場環境経済課、松枝公民館、総合会館、商工会にある申込書に協賛金を添えて申し込みください。
 【締め切り】7月20日(木)

●ボランティアスタッフ募集

- 笠松川まつり時に、万灯流しなどのお手伝いをしていただくボランティアスタッフを募集します。
 【日 時】8月15日(火)午後6時～午後9時30分頃
 【場 所】笠松港公園(川まつり会場)
 【募集人数等】24人(町内に在住、在勤の中学生以上のかた)
 【申込方法】役場環境経済課、松枝公民館、総合会館、商工会にある申込書に記入のうえ申し込みください。
 【締め切り】7月20日(木)

●花火写真コンテスト作品募集

- あなたの写真が来年の「笠松川まつり」のポスターに!
 【テーマ】「花火と万灯流し」
 【応募資格】どなたでも応募できます。(プロ・アマ問いません)
 【応募規定】本人が撮影した未発表オリジナル作品
 1人1作品
 カラー写真(加工写真可)
 大きさは六切りまたはA4サイズ
 プリントのみ、折ったり丸めないこと
 作品の裏に住所、氏名、電話番号、写真タイトルを記入のこと(加工作品はその旨明記)
 作品は2007年ポスターやチラシなどのコンテンツに使用
 【応募方法】郵送または持参
 【応募先】〒501-6181 笠松町司町1番地
 笠松町役場 環境経済課内
 かさまつまちづくりイベント実行委員会
 写真コンテスト係 ☎058-388-1114
 【応募締切】2006年9月1日(金)必着
 【賞 状】町長賞・町議会議長賞・町内会連合会長賞・
 商工会長賞・社協会長賞1作品(副賞あり)
 【注意事項】応募作品は返却いたしません
 応募作品の著作権は主催者である「かさまつまちづくりイベント実行委員会」に譲渡されます。
 他の権利者(被写体の肖像権など)を含む著作物を使用する場合は必ず権利者の承諾を得たうえで応募ください。

お問い合わせは

役場 ☎388-1111
☎387-5816
北事務所 ☎387-6266
福祉健康センター ☎388-7171
中央公民館 ☎388-3231
(町体育協会事務局)
歴史民俗資料館 ☎388-0161

松枝公民館 ☎387-0156
総合会館 ☎387-8432
福祉会館 ☎387-1121
町社会福祉協議会 ☎387-5332

情報



青少年の非行問題に取り組む全国強調月間

青少年育成町民会議

7月は、「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」です。期間を通して、町民の皆さんの非行防止に対する意識を高め地域ぐるみで青少年を守り・育てる環境を築いていきます。

青少年育成町民会議では、法務省の「社会を明るくする運動」とあわせて次のとおり「非行防止街頭啓発活動」を行います。ご協力をお願いします。

【日時】7月2日(日)午前10時~正午

【啓発場所】笠松駅、トミダヤ笠松店、ユースピア笠松店

【参加団体】町青少年育成町民会議・羽島保護区保護司会・羽島更生保護女性会・ボーイスカウト羽島第1団・町子ども会育成協議会

甲種防火管理新規講習会開催

羽島郡広域連合消防本部

羽島郡広域連合消防本部では防火管理者の資格を取得するための甲種防火管理者新規講習会を次のとおり開催しますので、この機会に多くの方が受講されますようご案内いたします。

【目的】消防法で定める甲種防火管理者資格の取得

【期日】8月8日(火)~9日(水)

【時間】午前9時30分~午後4時50分

【場所】羽島郡広域連合消防本部3階大会議室

【定員】60人

【申込期間】7月3日(月)~31日(月)

受講料4,500円を添えて直接消防本部

予防課へお申し込みください。

(郵送不可)

【問合先】羽島郡広域連合消防本部予防課

☎388-1198

自衛官募集

自衛隊岐阜地方連絡部 各務原事務所

【募集区分】一般曹候補学生

曹候補士

【受験資格】18歳以上24歳未満のかた

18歳以上27歳未満のかた

【受付期間】8月1日(火)~9月8日(金)

【試験日】一次試験 9月16日(土)

二次試験 10月7日(土)~14日(土)

【問合先】自衛隊岐阜地方連絡部 各務原事務所

☎383-5118

薬用植物観察と薬膳料理

中央公民館

各務原市の内藤記念くすり博物館薬草園で、薬草園職員から植物の特徴や薬効などについての話を聞く、薬用植物観察会が開催されます。また、観察会終了後、薬膳料理を楽しんでいただけます。

【月日】7月20日(木)

【時間】午前10時30分~午後1時

【場所】内藤記念くすり博物館

(各務原市川島竹早町1)

【定員】50人(申込順)

【対象】中学生以上

【参加費用】薬膳料理代 1,050円(当日徴収)

【申込開始】7月7日(金)午前8時30分~

【申込・問合先】各務原市産業文化センター6階

木曾川学研究所内

木曾川学研協議会 ☎383-1042

【受付時間】土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分

~午後5時15分

子育てサロン「みんなで遊ぼう」開催

子育て支援センター

みなさんの子育てを少しでもサポートするため、3歳未満のお子さんと保護者のかたが遊びをとおしてふれあう場、保護者のかたの交流の場として子育てサロンを開催します。みなさんお気軽に遊びに来てください。お待ちしております。

【月日】7月18日(火)

【時間】午前10時~11時

【場所】福祉会館 和室

【対象者】3歳未満児とその保護者

【問合先】子育て支援センター(第一保育所内)

☎387-2664

「緑の募金」活動ご協力ありがとうございました。

平成18年度「緑の募金」にご協力いただきましてありがとうございました。町では、皆様からお寄せいただいた募金を緑化推進事業に役立たせていただきます。

【募金総額】688,619円





終戦当時、引揚者のかたがたから お預りした通貨・証券などを 返還しています。財務省名古屋税関

名古屋税関では、終戦後に外地より引き揚げてきたかたがたが、税関などに預けた通貨や証券などをお返ししていますが、今なお引き取り手がなく、保管されたままになっているものが多数あります。

返還請求・お問合わせは、ご本人はもとよりご家族のかたでも構いません。

お心当たりのかたは、お気軽にお問い合わせください。

返還している通貨・証券など

上陸地の税関又は海運局に預けた通貨・証券など
帰国前に在外公館や日本人自治会などに預けた通貨・証券などのうち、その後日本に返還されたもの

通貨：旧日本銀行券、旧日本軍軍票など
証券等：支那事変割引国庫債券、大東亜戦争割引国庫債券 など

【問合せ先】

財務省名古屋税関 監視部許可通関部門

☎052-654-4060

〒455-8535 名古屋市港区入船二丁目3番12号



<http://www.kasamatsu-keiba.com/>

アルプス〔SP〕シリーズ

- 7月4日(火) 焼岳特別
- 5日(水) 雷鳥特別(指定交流)
槍ヶ岳賞(指定交流) 穂高特別
- 6日(木) 乗鞍短距離特別
- 7日(金) 「オッズパーク・ファンセレクションin笠松」(SP)
競馬エース杯 チャンピオンジョッキーシリーズ第11戦
御岳特別

納涼シリーズ

- 7月17日(祝) 第5回飛騨牛カップ キンクラシックラガー杯
- 18日(火) 恵那峡特別
- 19日(水) 蘇水峡特別(指定交流) あじめ峡賞(指定交流)
揖斐峡特別
- 20日(木) 付知峡賞
- 21日(金) 競馬エース杯 チャンピオンジョッキーシリーズ第12戦
納涼賞

ホームページにてレース映像配信実施中
NTTドコモ「FOMA」ライブ中継配信

夏の交通安全県民運動

7月11日(火)～20日(木)

ゆずりあう心で夏の交通事故防止

各課直通電話

総務課 ☎388-1111	福祉健康センター ☎388-7171
税務課 ☎388-1112	建設課 ☎388-1117
企画課 ☎388-1113	水道課 ☎388-1118
環境経済課 ☎388-1114	会計課 ☎388-1119
住民課 ☎388-1115	議会事務局 ☎388-1110
福祉健康課 ☎388-1116 (窓口)	

ヘルスアップセミナー参加者募集

岐阜保健所

岐阜保健所では地域住民に健康情報を提供し、住民の主体的な健康づくりを支援するため、「ヘルスアップセミナー」を開催します。

【日程および内容・時間】

回	日にち	開催時間	実施内容
1	8月22日(火)	13:30～15:30	・講義「健康自己診断プログラザの活用について」
			・実践「健康チェック(血圧、体脂肪、血管年齢、唾液潜血テストなど)」
2	9月12日(火)		・運動「ゆる体操」
3	10月3日(火)	9:30～13:30	・講義「メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を防ぐバランスのよい食事」
			・調理実習「高脂血症にならない食事」

- 【対象者】・笠松町在住の20～64歳のかた
・原則3回継続して参加できるかた
・運動を制限されるような病気のないかた

【参加費】無料

【募集人数】25人程度

【場所】岐阜保健所 第2会議室

(各務原市那加不動丘1-1)

【申込・問合せ先】岐阜保健所 健康増進課

保健指導担当 ☎380-3004

申込者多数の場合は抽選

【申込期限】8月10日(木)

7月は河川愛護月間です

～7月7日は『川の日』～

川はわが町の誇り

木曾川は郷土の原風景です。そんな身近な川をいつまでも美しく保つのは私たち一人ひとりの努めです。

川のルールを守り日頃から清掃など河川美化を心がけましょう。

国土交通省 木曾川上流河川事務所



保健 (健診・予防接種・相談・教室など)

内 容	日(曜日)	受付時間	場 所
乳児健康診査・BCG予防接種	4日(火)	13:20~14:10	福祉健康センター
1歳6か月児健康診査・フッ化物塗布	13日(木)	13:10~13:50	
3歳児健康診査・フッ化物塗布	27日(木)		
お誕生教室	11日(火)	13:20~14:00	
にこにこ教室	27日(木)	9:20~9:30	
歯みがき教室	3日(月)	13:00~14:30	
	25日(火)		
プレパマクラブ	25日(火)	13:00~13:10	
育児相談・マタニティ相談	3日(月)	13:00~14:30	福祉健康センター
	12日(水)	10:00~11:30	第一保育所
	20日(木)	13:30~14:30	下羽栗会館
	25日(火)	13:00~14:30	福祉健康センター
転倒予防教室	6日(木)	13:30~15:30	総合会館
	20日(木)		
認知症・閉じこもり予防教室	26日(水)	10:00~13:00	福祉健康センター
健康相談	3日(月)	13:00~14:30	福祉健康センター
	12日(水)	13:30~14:30	福祉会館
	20日(木)		下羽栗会館
フレッシュ健診	18日(火)	9:00~11:30	下羽栗会館
	19日(水)		中央公民館
	21日(金)	13:00~15:00	松枝公民館
	28日(金)		福祉健康センター
献 血	6日(木)	9:00~10:30	(株)オーツカ
		11:00~12:00	トーギ(株)
		13:30~16:00	ギフメン(株)



相 談

内 容	日(曜日)	受付時間	場 所
心配ごと相談	担当地域民生委員の在宅相談		
悩みごと相談	5日(水)	13:00~15:00	福祉会館
	19日(水)		
行政相談	在宅相談 行政相談委員 岩田 修 宮川町57 387-3718		
人権相談	在宅相談 人権擁護委員 齋藤好子 中川町20 ☎387-0812 保母勝壽 弥生町30 ☎387-2782 後藤 稔 北及1183 ☎388-1495 杉原貴子 中野256 ☎388-1496		
身体障害者相談	在宅相談 身体障害者相談員 南谷隆行 上本町26 ☎387-2247 早水春生 西宮町131 ☎388-0029 河尻和男 北及1902 ☎387-5788 堀場靖隆 円城寺929 ☎388-3791		

**サマージャンボ宝くじ
発売間近**

【賞 金】1等・前後賞合わせて 3億円
2等 1億円
2等の当選本数が3倍に増えました

【収益金】市町村の明るく住みやすい街づくりに使われます。

【発売期間】7月13日(木)~8月1日(火)

【抽選日】8月11日(金)

ごみ川柳

ごみ拾い 私にできる 町づくり

岐阜県第8回「ごみ対策」川柳コンテスト佳作作品

7月16日家庭の日

▼今月のテーマ

家族みんなが、安全に心がけ
事故のないように
努めましょう。

図書館休室日のお知らせ

今月のお休みは、7月31日(月)です。
中央公民館・松枝公民館・総合会館の図書館には、毎週新しい本が入ってきます。新着本は、ホームページの蔵書検索からご覧いただけます。

今月の納税・納付

固定資産税 2期分
国民健康保険税 4期分
介護保険料 4期分

納期限 **7月31日** (月) まで

平成18年7月から 国民年金保険料の 「多段階免除制度」が始まります

国民年金の保険料は1ヶ月13,860円（平成18年度）ですが、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、申請手続きをしていただくことにより、保険料の納付が全額免除又は保険料の一部を納付することで残りの保険料が免除となる制度があります。

保険料の免除制度

- ・「全額免除制度」 保険料の全額が免除
- ・「半額免除制度」 保険料の2分の1を納付（残り2分の1が免除）

の2種類でしたが、平成18年7月から

- ・「4分の1納付制度」 保険料の4分の1を納付（残り4分の3が免除）
 - ・「4分の3納付制度」 保険料の4分の3を納付（残り4分の1が免除）
- の2種類が新たに加わり、全額免除と3段階の一部納付制度になります。

一部納付する場合の月々の保険料額（平成18年度）

- ・ 4分の1納付 3,470円
- ・ 2分の1納付 6,930円
- ・ 4分の3納付 10,400円

これらの制度をご利用いただく場合は、ご本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下であることが条件です。また、一部納付制度は、納付すべき一部保険料が未納となった場合は、一部免除が無効となり、老齢・障害・遺族の基礎年金の受給資格期間には含まれませんので、必ず一部保険料を納付していただく必要があります。

免除された保険料の追納について

免除された保険料については、将来受け取る年金額が少なくならないよう、10年以内でしたら、納付することができます。この場合、承認された期間が属する年度から起算して3年度目以降に納付する場合は、経過した年数に応じた一定の額が加算されます。

申請の手続き

年金手帳 印鑑をお持ちいただき、役場住民課へお越しください。なお申請される年度または前年度において失業したことにより免除の申請をされるかたは、失業したことを確認できる「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険被保険者離職票」の写しもお持ちください。

国民年金

【問合先】
岐阜南社会保険事務所
☎273-6161

消防署



楽しい花火・ マナーをもって

羽島郡広域連合
☎388-1195

花火は、子供から大人まで幅広く親しまれ愛されています。しかし扱い方や遊び方を間違えたり取り返しのつかない事故につながる事があります。そこで花火を安全に楽しむために、次のことを守りましょう。

安全で人に迷惑をかけるない場所をえらびましょう
周囲に燃えやすいものがない事を確認し、周りに人がいないことを確認しましょう。周囲の家への騒音に対しても気を配りましょう。

花火に記載してある注意書きをよく読みましょう
安全検査に合格した花火にはSFマークがついています。注意書きにあ

るとおりに花火を楽しむ事が大切です。

子供だけではあそびせない
子供は、好奇心旺盛で予期せぬ危険な行動をとることがあります。必ず、大人が付き添うようにしましょう。

消火用のバケツを近くに用意しておきましょう
花火が終わったら、完全に火を消す習慣をつけましょう。ゴミを持ち帰る事も忘れないでください。

花火はルールを守って安全に楽しみましょう。





笠松新体操クラブは、総合会館を中心に新体操競技の活動をしています。

新体操は、柔軟性やバランス感覚が重要で子どもたちの成長にたいへん重要な要素が含まれています。

また、選手の子どもたちは、日常のマナーなどを含めてスポーツ選手としての基本を学んでいます。

平日は、他の場所でも行っています。

新体操に興味のあるかたはご連絡ください。

【活動日】不定期

土・日・祝日が中心

【場所】総合会館

【連絡先】門間 久野市太郎 宅
3 8 7 6 1 6 3

おなまえは

わだ ひなの
和田陽七乃ちゃん(米野)
(H17.7.19生)

和田豊成・優美さんの子

産まれた時は 2,230gで 小さかったけどここまで大きくなったよ😊
2歳のお兄ちゃんに いつも鍛えられている陽七乃です。



こんにちは



おなまえは

なが た あゆむ
永田歩夢くん(下新町)
(H17.7.16生)

永田孝英・映理子さんの子

ハロ〜! みんなのアイドル 歩ム〜ミンです。
「バイバイ」と「あつあつこんこん」ができるようになったんだあ!
お散歩している所を見かけたら、「バイバイ」って手を振ってくださちゃい♡



こんなとき どうするの Q&A

このコーナーでは、日ごろ町民の皆さんから役場へ寄せられる質問・意見などを回答とともに紹介します。

☐ 幼児を持つ母親です。同年齢の子と一緒に遊ばせたいのですが近所に遊べる子がいません。どうしたらいいのでしょうか?

A 町では、お子さんと保護者のかたの遊びの場、交流の場として、児童館や親子プレイルーム(子育て支援センター)・児童室(松枝・下羽栗保育所内)を設置しています。また児童館と子育て支援センターでは乳幼児とその保護者が気軽に交流できる「専(ユ)ア(ユ)び(ユ)る(ユ)ば(ユ)子(ユ)育(ユ)て(ユ)サ(ユ)ロ(ユ)ン」を開催していますので、お子さんとぜひ遊びに来てください。

【問合せ】児童館・子育て支援センター

まちの人口

平成18年6月1日現在

	前月比
人口	22,428人(増3)
男	10,785人(増4)
女	11,643人(減1)
世帯数	7,839世帯(減1)

